

【質疑・応答概要】

Q 1 学校選択制等について

今回の震災を経て今、地域の関わりが重要視されてる。学区制は、地域の間関係などと密接に関係しており、いくらかの手直しはあるとのことだが、学校選択制を継続していくとのことなので、議会も含めて今後の学区制のことを真剣に考えてほしい。

A 1 学区制は地域と密接に関係しているといったような意見がある一方、学校選択制を希望されてる方も多くいます。教育委員会でいろいろと検討されていることなので、どちらがよいかといったような発言は控えさせていただきますが、地域の受け皿として重要な役割を担っていることは認識しています。児童が将来地域に愛着を持ち、保護者の方もいろいろ活動していただくという点において大事なことと考えています。

Q 2 教職員の人事権等について

区立小中学校の教職員は都の職員である。区長会では小中学校の人事権などを区へ委譲するよう要望していると聞いているが、ぜひ各区が連携して職員の採用含めて区へ委譲するよう進めてほしい。

A 2 小・中学校の教職員に関する事務についてですが、これまで都と区の事務配分について検討を行なった444項目のうち区が行う事務に整理された53項目に含まれています。県費負担教職員と言っていますが、この任命権などについては都と区の間で区に移管すべき事務として合意しておりますので、今後具体的な検討が進められるものと考えています。

Q 3 ハザードマップについて

渋谷区で細かいエリアの地盤の強さなどを示した詳細なハザードマップを作っている。新宿区においても同じような詳細なハザードマップを作ってほしい。

A 3 ご要望の趣旨を所管部署にお伝えし、後日改めて連絡させていただきます。

Q 4 地域自治組織に関する条例及び住民投票に関する条例について

自治基本条例で別に定めるとされた地域自治組織に関する条例及び住民投票に関する条例がある。4年間の見直し期間があと3年後に控えているが、その間にできないといったことのないようお願いしたい。特に議会の対応についてこの場を借りてお願いしたい。

A 4 地域自治に関する条例及び住民投票に関する条例については、区議会改選後にすみやかに議論に入ると言ってきましたが、今のところまだ議会においては議論されておられません。改選後2, 3か月はなかなか議会では議論する体制がとれませんでした。また、東日本大震災が発生し、議論する状況ではなかったことも事実です。今任期中に議会においても議論を深めていくように努力したいと考えます。

Q 5 条例の実行性について

この自治基本条例が単なる文字面にとどまらず、実際の生活の中で実効性のあるものになるよう努力いただきたい。

A 5 条例制定時に区民参加の形で検討してきた区民検討会議のメンバーが中心となり町会長の方々にも参加いただき、昨年6月から住民投票制度や地域自治組織についてのことを含め、この基本条例を勉強する会を立ち上げました。この条例に当初はあまり関心のなかった方などにも参加いただいているので、当初はいろいろな著書を読みながら勉強することから行い、1年近く経ちましたがまだまだ討議する必要性もあります。さらにこの活動を広めるなかで各地区でも様々な議論がなされるような形で進めていきたいと考えています。